

社会保険労務士 岡本孝則 (<http://www.chukeirou.com>)

非常に厳しい経済情勢の中でも、従業員の雇用を維持するために努力している中小企業の事業主を支援し、失業を防止することを目的に、それまでの【雇用調整助成金】制度を見直し、助成内容などを拡充させたもので、2008年12月に当面の措置として創設されました。

今や申請がこれに集中しているといっても過言ではありません。創設以後も、景気の悪化や新型インフルエンザ問題など、刻々と変化していく経済・社会情勢に伴い要件緩和も何度か行われています。今後も見直しが予想されるため、過去に受給要件に当てはまらないとあきらめた場合や現在受給している場合でも、常に最新情報に注意を払っていきべき助成金の一つです。

世界的な金融危機や景気の変動、産業構造の変化、その他の経済上の理由

により企業収益が悪化、生産量が減少し「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、一時的に休業、教育訓練または出向により労働者の雇用の維持を図る中小企業事業主が受給でき、休業手当、賃金などの一部が支給されます。

ただし、事業活動の縮小でも、事故や災害の被害、また例年繰り返される季節的変動によるものは対象となりません。経済事情の変化として、他には地域経済の衰退、競合する製品・サービス（輸入を含む）の出現や消費者物価、外国為替などの価格の変動などがあげられます。

支給の前提となる「事業活動の縮小」とは、表の①または②に該当するものをいい、以前は「生産量」だけで事業活動の縮小を確認していたのですが、「生産量又は売上高」で確認でき

《支給の前提となる事業活動の縮小とは？》

■次のいずれかに該当する中小企業事業主

- ①最近3カ月の売上高または生産量などの月平均値が、その直前3カ月または前年同期比で5%以上減少していること。（ただし直近の決算などの経常損益が赤字の場合は5%未満の減少でも可）
- ②対象期間（事業主が初回の計画書提出の際に自ら指定する助成対象となる1年間）の初日が2009年12月2日から10年12月1日の間にあるものに限り、最近3カ月間の売上高または生産量の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少し、かつ直近の決算などの経常損益が赤字であること。

るようになりました。

昨年6月には《新型インフルエンザの発生および感染拡大に伴う特例》というも創設されています。②は昨年12月に要件緩和で追加になったもので、08年秋以降に業績が悪化し、そのまま回復していない企業では、前年同

時期との比較では要件に該当しないケースが出てくるため、新たな赤字企業の場合2年前の同時期と比べて減少していれば受給できることとなりました。1年間の期限付きですが、さらに受給できる企業が増えるものと思われます。

記事に関するご質問・ご相談は「土業ねっと」 <http://www.sigyo.net> まで